

NEWS
日栄
ニュース

第3回認定管理栄養士・認定栄養士の認定審査受付がはじまる！ 受付期間 平成30年4月9日(月)～23日(月)

認定管理栄養士・認定栄養士制度とは

本会の生涯教育の所定の課程を修了した管理栄養士または栄養士で、その実務的で専門的な知識・技能や職業倫理の習得の程度が、必要かつ十分な水準に達していると認められる者に対して、本会が「〇〇認定管理栄養士」または「〇〇認定栄養士」の称号を与えるものです。

認定する分野は、臨床栄養、学校栄養、健康・スポーツ栄養、給食管理、公衆栄養、地域栄養、福祉(高齢・障がい者)栄養、福祉(児童)栄養の8つです。

1. 認定審査の流れ

①申請書類の確認:資格審査(書類審査)、②一次審査(筆記試験)、③二次審査(事例報告の考査)により可否を判定します。

スケジュール

平成30年 4月9日(月)～ 4月23日(月)	審査に必要な書類の提出(各都道府県栄養士会へ郵送) 審査料の振込
8月19日(日)	一次審査(筆記試験) 会場未定(※平成29年度は東京・福岡で実施)
9月下旬予定	一次審査(筆記試験)合否結果
平成31年 1月下旬予定	二次審査(事例考査)合否結果
2月下旬	認定登録
3月31日～	認定証交付

2. 審査のための申請資格

認定管理栄養士・認定栄養士の審査を申請する者は、平成30年3月末日時点において、次の各項に定める資格をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 日本国の管理栄養士・栄養士の免許を有していること。
- (2) 管理栄養士・栄養士としての実務経験が積算5年以上であること。
- (3) 基幹教育において60単位以上の単位を取得していること。

基本研修で30単位(うち必須単位20単位)、実務研修で30単位(臨床栄養分野は40単位)以上の単位を取得していること。

<生涯学習単位を取得している方>

【修了証明書をお持ちの方】

- ①ホワイト以上の修了証明書
- ②生涯教育制度の基本研修項目で「必須」と定められている研修20単位の取得記録

【修了証明書を持っていない方】

- ①生涯教育制度の基本研修項目で「必須」と定められている研修20単位の取得記録
- ②生涯学習制度で取得した単位および生涯教育制度で取得した単位の合計が40単位以上(臨床栄養分野で申請する場合は50単位)

<実務経験15年以上で、平成21年度から平成25年度の生涯学習制度で取得した単位記録がない方>

- ①生涯教育制度の基本研修項目で「必須」と定められている研修20単位の取得記録
- ②①に加えて基本研修および実務研修で取得した単位の合計が10単位以上
- ③下記の枠内に示す自己研鑽による単位が合計20単位以上

<自己研鑽による単位の換算方法>

- 講演会・研修会の講師(プログラム・委嘱状のコピー)：1科目5単位
- 大学、短大、専門学校での非常勤講師(本務者は除く)(シラバスのコピー)：1科目5単位
- シンポジスト・パネリスト：5単位
- 学術論文：筆頭10単位・共著5単位(コピーの提出)
- 著書・総説：筆頭5単位・共著1単位(コピーの提出)

- (4) 受講した研修や日々の業務より、年に5テーマ以上のキャリアシートを作成していること(計15枚)。
- (5) 申請する分野の「栄養の指導」に関する学会等(地方会、研究会も含む)での発表を1回以上、かつ学会に3回以上参加していること。

3. 審査申請書類の提出期間

平成30年4月9日(月)～4月23日(月) 当日消印有効

4. 審査料

21,600円(税込)※(公社)日本栄養士会会員価格

5. 一次審査(筆記試験)

平成30年8月19日(日)

詳細は、(公社)日本栄養士会ホームページに掲載する実施要項を必ずご確認ください。(平成29年12月中旬に掲載予定)